

(平成26年11月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

中国（山口）厚生年金 事案 3220

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月 25 日
② 平成 16 年 8 月 25 日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年に解散し、23 年に清算終了している上、同社の元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳等はなく、事情は不明と回答していることから、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚から提出された平成 16 年 1 月分及び同年 7 月分（平成 16 年 2 月 25 日及び同年 8 月 25 日支給）の給与明細書によると、当該月の給与に加え、賞与額が記載されており、申立期間に係る当該者名義の金融機関の通帳の写しにより、上記給与明細書における給与の差引支給額及び賞与の支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できるところ、申立人のA社に係る給与振込口座の預金取引推移表により、同年 2 月 25 日及び同年 8 月 25 日に同社から給与が振り込まれていることが確認できるものの、当該振込額は、申立期間前後の給与振込額とおおむね同額あるいは低額であることから判断すると、申立人が、申立期間において同社から賞与を支給されていたこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。

さらに、前述の元代表清算人から提出された、申立人に係る「平成 16 年分給与所得の源泉徴収票」からは、申立期間に係る賞与の支給額等を推認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3221

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日
私がA社に勤務していた時に支給された申立期間に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年に解散し、23 年に清算終了している上、同社の元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳等は無く、事情は不明と回答していることから、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚から提出された平成 16 年 7 月分（平成 16 年 8 月 25 日支給）の給与明細書によると、当該月の給与に加え、賞与額が記載されており、申立期間に係る当該者名義の金融機関の通帳の写しにより、上記給与明細書における給与の差引支給額及び賞与の支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できるところ、申立人のA社に係る給与振込口座の取引履歴明細表により、同年 8 月 25 日に同社から給与が振り込まれていることが確認できるものの、当該振込額からは申立てに係る賞与について特定できない。

さらに、前述の元代表清算人から提出された、申立人に係る「平成 16 年分給与所得の源泉徴収票」に記載された社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した社会保険料額とおおむね一致していることから判断すると、申立人が、申立期間においてA社から賞与を支給されたこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。